



# 三重県公報

令和3年7月13日 (火)

第 225 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
<b>告 示</b>			
475	地域連携部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示	(地域連携総務課)	2
476	雇用経済部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示	(雇用経済総務課)	2
477	大規模小売店舗立地法の規定による意見の概要	(中小企業・サービス産業振興課)	3
<b>公 告</b>			
	土地改良区役員の退任及び就任の届出	(農地調整課)	3
	土地改良事業計画の変更認可	(同)	3
	公共測量が終了した旨の通知	(公共用地課)	4

**告 示**

**三重県告示第 475 号**

地域連携部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示を次のように定めます。

令和 3 年 7 月 13 日

三重県知事 鈴木 英 敬

地域連携部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示

地域連携部関係補助金等交付要綱（平成 24 年三重県告示第 241 号）の一部を次のように改正する。

別表 1(1)の表に次のように加える。

6	社会資本整備円滑化地籍整備事業費補助金	社会資本整備に関する事業と一体として行われる地籍調査を計画的かつ集中的に支援することにより、社会資本整備の円滑化を図る。	市町等が実施する地籍調査事業に要する経費	3/4 以内 5/6 以内	市町 土地改良区、土地改良区連合、土地区画整理組合、農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会及び農業委員会
---	---------------------	--	----------------------	------------------	--

附 則

この告示は、公表の日から施行し、改正後の地域連携部関係補助金等交付要綱の規定は、令和 3 年度分の補助金等から適用する。

**三重県告示第 476 号**

雇用経済部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示を次のように定めます。

令和 3 年 7 月 13 日

三重県知事 鈴木 英 敬

雇用経済部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示

雇用経済部関係補助金等交付要綱（平成 24 年三重県告示第 250 号）の一部を次のように改正する。

別表 1(5)の表に次のように加える。

16	中小企業支援「新たな日常」対応補助金	県内中小企業者、小規模企業者が、社会経済情勢の変化に伴い、「新たな日常」への対応をはじめとした社会構造の変化等に的確に対応し、DX（デジタルトランスフォーメーション）を通じた新たな事業展開や価値創出の推進に挑戦し、収益性の向上・競争力を強化しようとする取組を支援することで、本県のものづくり産業の競争力強化を図る。	中小企業者、小規模企業者がDXを通じた新たな事業展開や価値創出の推進に挑戦し、収益性の向上や競争力の強化に資する取組に要する経費	別に定める。	県内中小企業、小規模企業
----	--------------------	---	--	--------	--------------

別表 2 中第 12 号の項を第 13 号の項とし、第 6 号の項から第 11 号の項までを 1 項ずつ繰り下げ、

1	発電用施設周辺地域振興事業費補助金	補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（昭和 53 年通商産業省告示第 360 号）に定める処分制限期間に相当する期間	1 件の取得価額又は効用の増加価額が 50 万円以上の機械及び器具
2	電源立地地域対策交付金（水力枠）		
3	電源立地地域対策交付金（立地枠）		
4	石油貯蔵施設立地対策等交付金		
5	ものづくり企業競争力強化事業費補助金	原価償却資産の耐久年数等に関する省令に定める耐用年数	

を

「

1	発電用施設周辺地域 振興事業費補助金	補助事業等により取得し、又は効用の 増加した財産の処分制限期間（昭和 53 年通商産業省告示第 360 号）に定 める処分制限期間に相当する期間	1 件の取得価額又は効 用の増加価額が 50 万 円以上の機械及び器具
2	電源立地地域対策交 付金（水力枠）		
3	電源立地地域対策交 付金（立地枠）		
4	石油貯蔵施設立地対 策等交付金		
5	ものづくり企業競争 力強化事業費補助金	原価償却資産の耐久年数等に関する省 令に定める耐用年数	に改める。
6	中小企業支援「新た な日常」対応補助金		

に改める。

」

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

三重県告示第 477 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による届出に対して同法第 8 条第 1 項の規定により東員町から聴取した意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

令和 3 年 7 月 13 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
（仮称）ドラッグコスモス東員店  
員弁郡東員町大字鳥取字大華表 421-1 ほか
- 2 東員町から聴取した意見  
意見なし
- 3 意見の縦覧場所  
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 4 意見の縦覧の期間及び時間  
令和 3 年 7 月 13 日から同年 8 月 13 日まで  
開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

公 告

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 17 項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出がありました。

令和 3 年 7 月 13 日

三重県知事 鈴木 英 敬

保々新田土地改良区（四日市市場町 2743 番地 1）

退任理事

四日市市場町 2725 番地 1

山 川 政 樹

〃 西村町 2974 番地 2

山 川 義 明

就任理事

四日市市場町 2725 番地 1

山 川 政 夫

〃 西村町 2974 番地 2

山 川 久 子

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 48 条第 9 項において準用する同法第 10 条第 1 項の規定により、土地改良事業（明和土地改良区維持管理事業）の計画変更を令和 3 年 7 月 2 日認可しました。

なお、変更認可に不服がある者は、三重県を被告として、変更認可があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に認可処分の取消しの訴えを提起することができます。

令和3年7月13日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

---

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量が令和3年6月15日に終了した旨、国土交通省中部地方整備局三重河川国道事務所長から通知がありました。

令和3年7月13日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

- 1 作業種類  
公共測量（河川距離標移設）
- 2 作業地域  
亀山市南鹿島町及び同市阿野田町

---

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地  
三重県総務部法務・文書課  
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>

---